

議案説明書 (追加)

ただいま、提案いたしました議案第100号の小松島市長、副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

本定例会議開会日の議案説明、また、議員からの一般質問への答弁の中でも申し上げましたように、平成29年度の強い農業づくり交付金事業におきまして、誤った国庫補助金交付率を適用して、事業者に補助金を交付し、最終的に事業者の方に返還をしていただくこととなったほか、今年度の強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業におきましては、事業計画が国の補助メニューの採択要件に適合していないことが再精査により判明し、予算化をしていたにもかかわらず、年度内の事業実施を断念する結果となってしまいました。この件につきましては、今後、一層適正な事務執行に努めてまいります。

そして、先日、市立体育館及び武道館におきまして、使用料を誤って過大に徴収していたことが新たに判明いたしました。

事案の概要としましては、平成26年6月、小松島市体育館条例及び小松島市立武道館条例の一部改正により、市立体育館及び武道館の使用料の引上げを行った際、徴収事務に使用する料金表を誤った額で作成してしまい、市立体育館の一部であるトレーニング室と武道館の使用料について、利用者の方から、約5年半にわたり、延べ件数約6千250件、約111万5千円を過大に徴収していたというものであります。

行政権の執行にあたっては、条例などの法令を十分に確認するという、執行機関としての基本が徹底できていなかったということで、誠に慙愧に堪えない思いであり、利用者の方々はじめ、議員各位並びに市民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけするところとなり、心より深くお詫び申し上げます。

今後は、誤徴収分につきまして、速やかに予算措置の上、返還手続を行ってまいりますとともに、再発防止に向け、組織としての十分な確認・審査による適正な事務執行を今一度、徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

つきましては、このたびの事務処理における管理責任を明らかにするため、来月から3か月間、市長の給料を15パーセント、副市長の給料を10パーセント、教育長の給料を5パーセント、それぞれ減額する条例改正案を提案させていただくものであります。

ご賛同の程、よろしくお願い申し上げます。